

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

告示

目次

ページ

| | |
|---------------------------|----|
| 鳥獣保護区の存続期間の更新(九三二・自然保護課) | 1 |
| 鳥獣保護区特別保護地区の指定(九三二・自然保護課) | 8 |
| 休猟区の指定(九三三・自然保護課) | 9 |
| 銃猟禁止区域の指定(九三四・自然保護課) | 13 |
| 銃猟禁止区域の廃止(九三五・自然保護課) | 17 |

告示

秋田県告示第九百三十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成十七年十一月一日から施行する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

| 名称 | 区 域 | 存続期間 | 保護に関する指針 |
|---------|--|----------------------------|---------------------------------------|
| 桂瀬鳥獣保護区 | 北秋田市桂瀬地内秋田内陸縦貫鉄道と大滝沢林道の交点を起点とし、同鉄道を北進し地蔵沢山道の分岐点に至り、米代川森林計画区森吉町十六林班と十七林班の林班 | 平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで | 一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当地域は、カ |

| 露熊鳥獣保護区 | 区域 | 存続期間 | 保護に関する指針 |
|---------|--|----------------------------|--|
| 露熊鳥獣保護区 | 北秋田市阿仁地内林道姫ヶ岳線と国有林と民有林の境界との交点を起点とし、同境界を北進し北秋田市と上小阿仁村の市町村界に至り、同境界を更に北進し姫ヶ岳三角点を経て東北森林管理局米代川計画区上小阿仁支署二千九十四林班と二千九十五林班の境界に至り、同境界を北東に進み米代川森林計画区阿仁町四十四林班との境界に至り、東北森林管理局米代川計画区上小阿仁支署二千九十四林班と同計画区四十四林班の林班界を南東に進み湯口内沢に至り、更に同境界を南進して同計画区四十一林班と四十二林班の林班界に至り、同地点を南東へ進み同計画区四十林班、四十一林班の林班界に至り、同地点を南西に進み同計画区四十林班三十四小班との小班界に至り、同地点を南東に進み同計画区三十九林班、四十林班との林 | 平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで | 一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は区域の付近を露熊川が流れ豊富な水場があること及び針・広葉樹など林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカをはじめ多くの鳥獣が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>班界に至り、同境界を南西に進み三角点四百七十二メートル地点に至り、同地点を同森林計画区三十九林班の小班界を南進し林道姫ヶ岳線との交点に至り、同林道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>八木橋鳥獣保護区 大館市比内町八木橋字板戸地内国道二百八十五号線と市道比内板戸線との交点を起点とし、同国道を南西に進み林道小坪沢線との交点に至り、同林道を北進し林道薬師森線との交点に至り、同林道を北東に進み米代川森林計画区比内町百四林班と百七林班との林班界に至り、同森林計画区百三林班と百八林班、百一林班と百二林班の林班界を東進し林道約東沢・畑沢線へ至り、同林道を更に北東に進み市道比内板戸線に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>長坂山鳥獣保護区 大館市長坂地内の大館市と北秋田市の市町村界と国道七号線の交点を起点とし、同境界を北西に進み小田代山テレビ中継所に至り、更に同境界を北西に進んで米代川森林計画区田代町四林班と八林班との林班界に至り、同境界を東進し三角点百五十八・三メートルに至り同地点を南進し三角点百五十六・七メートルに至り、同地点から南東へ進み本郷部落へ通じる山</p> |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は付近を板戸川が流れ豊富な水場があること及び針・広葉樹林の生育状況が良好で鳥獣が多</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は付近を板戸川が流れ豊富な水場があること及び針・広葉樹林の生育状況が良好で鳥獣が多</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は区域付近を早口川が流れ、豊富な水場があること及び針・広葉樹林の生育状況が良好で鳥獣が多</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>赤川鳥獣保護区 大館市岩瀬地内国道七号線と県道花岡越山早口線との交点を起点とし、同県道を北進し市道岩瀬山田線に至り、同市道を東進し市道山田線に至り、同市道を南進して大館市山田と同市川口の字界に至り、同境界を南西に進み国道七号線に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>上鴨沢森鳥獣保護区 大館市岩瀬字越山地内、県道花岡越山早口線と林道蛭沢千歳線との交点を起点とし、同林道を西進し国有林と民有林との林班界に至り、同林班界を北進して米代川森林計画区田代町六十八林班との交点に至り、同境界を北東へ進み字大石渡へと通じる山道に至り、同</p> | <p>上鴨沢森鳥獣保護区 大館市岩瀬字越山地内、県道花岡越山早口線と林道蛭沢千歳線との交点を起点とし、同林道を西進し国有林と民有林との林班界に至り、同林班界を北進して米代川森林計画区田代町六十八林班との交点に至り、同境界を北東へ進み字大石渡へと通じる山道に至り、同</p> |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は区域内を山田川が流れ豊富な水場があること及び多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。</p> | <p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は区域内を山田川が流れ豊富な水場があること及び多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや保護活動を通じた環境教育の場にも資する。</p> | <p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は区域内を岩瀬川が流れ豊富な水場がある。また、</p> |

| | | | |
|---|---|-----------------------------------|---|
| <p>山道を東進し市道大石渡線に至り、同市道を東進し市道越山線に至り、同市道を南進して県道花岡越山早口線に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>大柄鳥獣保護区</p> <p>能代市常磐字大柄地内の西の沢農道と市道大柄線との交点を起点とし、同農道を北西に進み作業道の始点に至り、同作業道を北西に進み林道大庫沢線との交点に至り、同林道を北西に進んで米代川森林計画区能代市五十二林班と五十三林班の林班界との交点に至り、同林班界を北西に進み官行造林地の防火帯に至り、同防火帯を北進し同防火帯の終点に至り、同終点の尾根を北進し能代市と峰浜村との境界に至り、同境界を北東に進み同森林計画区五十六林班と六十一林班の林班界との交点に至り、同林班界を東進し同計画区六十林班と六十一林班の林班界との交点に至り、六十林班と六十一林班の林班界を北東に進み同計画区六十林班と六十六林班の林班界との交点に至り、六十林班と六十六林班の林班界を東進し同計画区六十六林班と六十七林班の林班界との交点に至り、六十六林班と六十七林班の林班界を東進し同市と二ツ井町との境界に至り、同境界を南東に進み同計画区六十八林班と六十九林班の林班界との交点に至</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域には落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ヒヨドリ、ウグイス、リス、ニホンカモシカなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> |
| <p>針・広葉樹が混生しキジ・ヤマドリ等、鳥獣の生息が多く確認されている。</p> | <p>石倉山鳥獣保護区</p> <p>山本郡山本町森岳地内の主要地方道能代五城目線と町道温泉上台線との交点を起点とし、同地方道を東進し町道下岩川・開拓線との交点に至り、同町道を東進し町道長面・百騎台線との交点に至り、同町道を南進し町道石倉山・中野線との交点に至り、同町道を西進し山本町と琴丘町の境界に至り、同境界を西進し町道石倉山・中野線との交点に至り、同町道を東進し町道温泉上台二号線との交点に至り、同町道を北進し町道温泉一号線との交点に至り、同町道を西進し町道温泉三号線との交点に至り、同町道を西進し町道温泉上台線との交点に至り、同町道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域は落葉広葉樹林や針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、キジ・ヤマドリをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> |
| <p>り、同林班界を南西に進み常磐川右岸に至り、同川右岸を南西に進んで滝の沢左岸に至り、同川左岸を北西に進み市道大柄線との交点に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>番鳥森鳥獣保護区</p> <p>秋田河辺三内地内の東北森林管理局米代川計画区秋田森林管理署二百六十五林班のうち、標高千二十九・七メートルの番長森を起点とし、同森林管理署二百三十林班、二百三十一林班、二百三十二林班の境を北東に進み、秋田市と北秋田郡との境界に至り、同境界を東</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>二 指定目的 当該地域は、高標高地域にはブナ純林、低標高地域にはミズ</p> |

| | | |
|----------------|---|--|
| 仁賀保金 | 道川鳥獣保護区 | |
| 由利本荘市とにかほ市の境界と | <p>由利本荘市岩城内道川地内の国道七号線と県道雄和岩城線の交点を起点とし、同県道を東進し市道東幹線との交点に至り、同市道を南進し国道三百四十一号線との交点に至り、同国道を南西に進み作業道に至り、同作業道を北進し市道川尻梨ノ木台線に至り、同市道を西進し市道二古亀田線に至り、同市道を西進し国道七号線の交点に至り、同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>進して秋田市と仙北郡との境界に至り、同境界を南東に二キロメートル進んで標高点八百五十五メートルに達し、更に尾根を南西に約一・三キロメートル進み砥沢との交点に至り、同沢より尾根を西に約二・五キロメートル進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> |
| 平成十七年 | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | |
| 一 指定区分 | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域のスギ、落葉広葉樹が生息しており、多様な鳥獣が生育していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p> | <p>ナラ林と原生林に近い天然林が広がっており、野生鳥獣にとつて生息に適した環境となっており、沢筋から山頂部までを一体的に指定することにより、鳥獣の保護増殖を図る。</p> |
| 象潟臨海 | 浦鳥獣保護区 | |
| にかほ市象潟町大塩越地内の象 | <p>国道七号線の交点を起点とし、同国道を南進し市道〇一〇八天ヶ町堺田一号线との交点に至り、同市道を南進し県道仁賀保矢鳥館合線との交点に至り、同県道を南進し県道小出金浦線との交点に至り、同県道を南西に進み市道〇三五六横根小国線との交点に至り、同市道を南東に進み市道〇三〇五院内小国線との交点に至り、同市道を南進し市道〇三四五馬場院内線との交点に至り、同市道を南進し市道〇二二六石田院内線との交点に至り、同市道を西進し市道〇一〇二小出二号线との交点に至り、同市道を北進し市道一四一〇線との交点に至り、同市道を北進し市道〇一一六田狐三森一号线との交点に至り、同市道を北進し国道七号線との交点に至り、同国道を西進しにかほ市仁賀保町と市金浦町の境界を経て市道下竹瀧三獄線との交点に至り、同市道を北東に進み市道海老谷地平石線との交点に至り、同市道を東進しJR羽越本線との交点に至り、同線を南西に進み国道七号線との交点に至り、同国道を南進し市道赤石前川線の交点に至り、同市道を東進し赤石川との交点に至り、同川を西進し日本海との交点に至り、日本海汀線沿いに百メートル沖を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| 平成十七年 | | |
| 一 指定区分 | <p>森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地は、マツ林、スギ、落葉広葉樹が生育し、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>外ノ山大 威徳山鳥 獣保護区</p> | <p>鳥獣保護 区</p> |
| <p>仙北郡角館町上中川原地内黒倉堰と玉川の合流点を起点とし、同川右岸を南西に進み松木内川合流点に至り、同川左岸を北進し院内川合流点に至り、同川左岸を東進し本町橋に至り、これより国道四十六号線を東進し黒倉堰に至り、同堰を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>鴻川と市道川岸線との交点を起点とし、同市道を南東に進み市道大飯郷との交点に至り、同市道を南東に進み市道能因島線との交点に至り、同市道を南東に進み市道瀧見町線との交点に至り、同市道を南西に進み市道浜山線との交点に至り、同市道を南進し市道荒屋妻狐森線との交点に至り、同市道を南東に進み県道象潟矢島線との交点に至り、同県道を南東に進み市道長坂線との交点に至り、同市道を南東に進み市道関上郷線との交点に至り、同市道を南西に進み市道鳥屋森一号線との交点に至り、同市道を南西に進み国道七号線との交点に至り、同国道を南進し市道川袋通学線との交点に至り、同市道を北進し川袋川との交点に至り、同川を西進し日本海に至り、日本海汀線沿いに百メートル沖を北進し象潟川左岸に至り、同川左岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、角館町の市街地を含めて、古城山、外山、大威徳山の三つの公園、山林及び農</p> | <p>森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域にはマツ林が生育し、河川等が散在し、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p> |
| <p>荒川鳥獣保護区</p> | |
| <p>国道四十六号線と市道牛沢徳瀬線との交差点を起点とし、同市道を北進し宮田又沢川左岸に至り、同川左岸を東進し国有林と民有林の境に至り、同境界を南東に進み林道沢内水沢線に至り、同林道を南西に進み市道番屋沢・高小屋台林線との交差点に至り、同市道を南西に進み国道四十六号線との交差点に至り、同国道を南東に進み繫川左岸との交点に至り、同川左岸を西進し市道長者森・養四郎岱線に至り、同市道を北東に進み林道長者森線に至り、同林道を北進し国道</p> | |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | |
| <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域には起伏に富んだ山林や川幅の広い河川・合流点等、様々な環境があり、多数の鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> | <p>耕地からなり、玉川、松木内川、院内川、黒倉堰の清流が四周をめぐっている。山地はナラ、クリを主とした広葉樹木が大半を占め、七〇年生以上の老木もまじっており、杉は壮齡林と幼齡林などからなっている。全体的に野鳥繁殖の適地となっている。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>里城鳥獣保護区</p> | <p>抱返鳥獣保護区</p> | <p>四十六号線に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> |
| <p>横手市大森町八沢木字中房所在 県道横手大森大内線と市道中房武 道線との交点を起点とし、同市道 を南西に進み、内寄木と外寄木の 防火線に至り、防火線を西西北西に 進み、右折し東北東に進み、左折 し北西に進み市道小山線に至り、 同市道を北東に進み県道横手大森 大内線に至り、同県道を東進し起 点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>仙北市田沢湖町神代字出口地内 の国道四十六号線と市道夏瀬温泉 道路との交点を起点とし、同市道 を東進し管理道に至り、同道を南 東に進み玉川に至り、同川の右岸 に沿って南西に進み市道抱返り線 に至り、同市道を北西に進み県道 大曲田沢湖線に至り、同県道を北 進し国道四十六号線に至り、同国 道を北西に進み市道梅岡線に至 り、同市道を北東に進み森腰都野 線に至り、森間沼周辺の管理道を 北東に進み市道都野線を北進し才 津川に至り、同川を北進し国道四 十六号線に至り、同国道を北進し 起点に至る線に囲まれた一円の区 域</p> | <p>平成十七年 十一月一日 から平成二 十七年十月 三十一日ま で</p> |
| <p>一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域には 落葉広葉樹など が多く生育し、 生息する鳥獣が 多種多様なこと から鳥獣保護区 に指定し、当該 地域に生息する 鳥獣の保護を図 る。</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域には 起伏に富んだ山 林や川幅の広い 河川・合流点 等、様々な環境 があり、多数の 鳥獣が生息して いることから、 鳥獣保護区に指 定し当該地域に 生息する鳥獣の 保護を図る。</p> | <p>平成十七年 十一月一日 から平成二 十七年十月 三十一日ま で</p> |
| <p>唐松鳥獣保護区</p> | <p>横手鳥獣保護区</p> | <p>横手市大町と根岸町を結ぶ中ノ橋を起点とし、同点より横手川右岸を北西に進み吉沢川に至り、同川左岸を北東に進み大沢山道に至り、同山道を南進し一ノ坂、五十刈に進み三角点百八十九・一メートルを通過して東進し、林道真坂沢線に至り、同林道を南西に進み林道滝ノ沢線に至り、同林道を西進し市道上野台線に至り、同市道を西南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> |
| <p>雄勝郡羽後町唐松地内国道三百九十八号線と町道唐松落合線との交点を起点とし、同町道を西進し町道荒沢線との交点に至り、同町道を北西に進み由利本荘市との境界に至り、同境界を東進し国道三百九十八号線との交点に至り、同国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年 十一月一日 から平成二 十七年十月 三十一日ま で</p> | <p>平成十七年 十一月一日 から平成二 十七年十月 三十一日ま で</p> |
| <p>一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域は広 葉樹林、針葉樹 林など林相の変 化に富む地域で あり、キジ、ヤ マドリ、ノウサ ギ、タヌキをは じめ多様な鳥獣 が生息している ことから、鳥獣 保護区に指定し</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域は、 落葉樹などが多 く生育し、明永 沼にはカモ類な どをはじめとし て多種多様な鳥 獣が生息してお り、鳥獣の生息 地として適して いることから、 鳥獣保護区に指 定し、生息する 鳥獣の保護を図 る。</p> | <p>平成十七年 十一月一日 から平成二 十七年十月 三十一日ま で</p> |

| | | |
|---|--|-----------------------------------|
| <p>宇留院内 鳥獣保護 区</p> | <p>湯沢鳥獣 保護区</p> | |
| <p>湯沢市脇ノ沢地内東鳥海山山頂の三角点七百七十七・四メートルを起点とし、旧三関村と旧須川村の境界を東進し旧稲川町との境界に至り、同境界を南東に進み旧皆</p> | <p>湯沢市湯ノ沢地内の県道西松沢杉沢線と湯沢市立湯沢小学校入口の通学路との交点を起点とし、同小学校の通学路を約二百五十メートル東進し果樹園に至り、同果樹園の境界を峰筋に沿って約六百五十メートル南東に進み歩道に至り、同歩道を南東に進み御獄神社の参道に進み御獄神社に至り、同参道を南進して御獄山三角点三百十七・九メートルに至り、同参道を南進して国道三百九十八号線に至り、同国道を南南東に進み角間沢橋に至り、同橋を渡って向岸に至り、同点より上流に約百七十メートル上った地点から尾根を南西に進んで山道に達し、同山道を南進し八森山三角点三百七・五メートルに至り、同点より南西に沢筋を約三百メートル進み林道東角線に至り、同林道を西進し市道東松沢線に至り、同市道を北西に進み県道西松沢杉沢線に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は広</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域には広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ヒヨドリ、メジロ、ウグイス、タヌキ、ノウサギを始め多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> | <p>当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>田子内鳥 獣保護区</p> | |
| <p>雄勝郡東成瀬村平良地内岩の目沢入口を起点とし、大日向山七百八十メートル向かう峰筋を北東に進み横手市との境界に至り、同境界を南東に進み三角点五百六十三メートル向かう峰筋を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>瀬村との境界に至り、同境界を南西に進み滝ノ上と明通の字界を東進し三角点五百七十四・八メートルを経て字滝ノ上と字細越山の字界を東進し字滝ノ上と字細越及び字袖ノ山の字界の交点に至り、更に字袖ノ山及び字脇ノ田の字界を南西に進み宇留院内部落に通ずる歩道を約千六百メートル南東に進み南西に転じて峰づたいに海拔五百四十九メートルの山頂に至り、再び北に転じて大字須川界の峰筋を千八百メートル北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>で</p> |
| <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、タヌキを始め多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> | <p>葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、タヌキを始め多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p> |

秋田県告示第九百三十二号
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九
 条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、平
 成十七年十一月一日から施行する。
 平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

| 名称 | 区 域 | 存続期間 | 保護に関する指針 |
|---------------|---|----------------------------|--|
| 桂瀬鳥獣保護区特別保護地区 | 桂瀬鳥獣保護区のうち、北秋田市七日市と同市桂瀬の字界と米代川森林計画区森吉町十七林班と四 十林班の交点を起点とし、同字界を東進し同計画区四十林班と百五十七林班、百五十八林班との交点に至り、同点より約百六十メートル南進し旧県道桂瀬笹館線に至り、同旧県道を西進し同計画区十七林班との交点に至り、同林班界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで | 一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 桂瀬鳥獣保護区のうち、天然の広葉樹林の生育状況が良好で、鳥獣の生息繁殖に特に適している区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。 |
| 露熊鳥獣保護区特別保護地区 | 露熊鳥獣保護区のうち、米代川森林計画区阿仁町三十九林班と四十林班との林班界にある標高点四百六十八メートルを起点とし、同地点を同計画区三十九林班内小境界に沿って南進し林道姫ヶ岳線との交点に至り、同林道を西進し同 | 平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで | 一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 露熊鳥獣保護区のうち、針・広葉樹林の生育 |

| | | | |
|----------------|---|----------------------------|--|
| 長坂山鳥獣保護区特別保護地区 | 長坂山鳥獣保護区のうち、大館市と北秋田市の市町村界と林道小田代山線との交点を起点とし、同市町村界を北進し米代川森林計画区田代町四林班と八林班との林班界に至り、同境界を東進し三角点百五十八・三メートルに至り同地点を南進し三角点百五十六・七メートルに至り、同地点から南東へ進み本郷部落へ通じる山道に至り、同山道を南進し林道長坂線に至り、同林道を北進し林道小田代山線に至り、同林道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域 | 平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで | 一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 長坂山鳥獣保護区のうち、針・広葉樹林の生育状況が良好で、鳥獣の生息繁殖に特に適している区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。 |
| 石倉山鳥獣保護区特別保護地区 | 石倉山鳥獣保護区のうち、町道石倉山・中野線と町道温泉上第二号線との交点を起点とし、町道石倉山・中野線を東進し山本町と琴丘町との境界に至り、同境界を西進し町道石倉山・中野線との交点に至り、同町道を東進し起点に至 | 平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで | 一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 石倉山鳥獣保護区のうち、落葉広葉樹林など |

| | | |
|--|---|--|
| <p>湯沢鳥獣保護区特別保護地区</p> | <p>里城鳥獣保護区特別保護地区</p> | |
| <p>湯沢鳥獣保護区のうち、湯沢市立湯沢東小学校入口を起点とし、同点より小学校の通学路を約二百五十メートル東進し果樹園の境界との交点に至り、同境界を峰筋に沿って約六百五十メートル南東に進み歩道との交点に至り、同歩道から字中の沢弁慶山と字愛染山と</p> | <p>里城鳥獣保護区のうち、滝ノ上集落の里城山頂に通じる山道入口を起点とし、同山道を南進し里城山に達し右折して峰筋を西に約三百メートル下り、更に右折していこいの森との境界を北西に進み町道小山線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>る線に囲まれた一円の区域</p> |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> | |
| <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 湯沢鳥獣保護区のうち、天然の落葉広葉樹林など特に良好な</p> | <p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 里城鳥獣保護区のうち、落葉広葉樹林など特に良好な鳥獣の生息環境となつている区域について、特別保護地区を指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p> | <p>特に良好な鳥獣の生息地となつている区域について、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p> |

| 名称 | 区域 | 存続期間 |
|---------------|---|----------------------------------|
| <p>五ノ宮休猟区</p> | <p>鹿角市八幡平地内の国道二百八十二号線と岩手県境との交点を起点とし、同国道を北西に進み市道鷲の巣三号線との交点に至り、同市道を北進し小豆沢林道との交点に至り、同林道を東進し五ノ宮嶽山頂に至る歩道との交点に至り、同山頂より皮投岳山頂に至る尾根筋を北東に進み同県境に至り、同県境を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |
| <p>銭川休猟区</p> | <p>鹿角市八幡平地内の国道三百四十一号線と市道熊沢杉谷地線との交点を起点とし、同国道を南東に進み市道老沢トコ線との交点に至り、同市道を南西に進み同国道との交点に至り、同国道を南西に進み八幡平鳥獣保護区境界との交点に至り、同境界を北西に進み三</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |

秋田県告示第九百三十三号
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成十七年十一月一日から施行する。
 平成十七年十月二十八日
 秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

| | |
|---|---|
| <p>の字界を峰筋に沿って南西に進み観音前に達し、これより北西に進んで県道西松沢杉沢線との交点に至り、同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>鳥獣の生息環境となつている区域について、特別保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p> |
|---|---|

| | | |
|---------|--|---------------------------|
| 戸倉休猟区 | <p>方高山頂に至り、同山頂より尾根筋を東進し大平を経て官行造林地管理道に至り、同管理道を北東に進み林道熊沢線との交点に至り、同林道を北東に進み市道熊沢杉谷地線との交点に至り、同市道を北進し基点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで |
| 十二所休猟区 | <p>大館市十二所地内国道百三号線と林道平内沢支線との交点を起点とし、同国道を東進し県道十二所花輪大湯線との交点に至り、同県道を南進し同市と鹿角市の境界との交点に至り、同境界を南進し同市十二所と同市独結の字界に至り、同境界に沿って北進し林道平内沢線との交点に至り、同林道を北東に進み林道平内沢支線に至り、同林道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで |
| 仙戸石沢休猟区 | <p>北秋田市七日市地内の県道桂瀬笹館線と林道松沢線との交点を起点とし、同県道を東進し林道仙戸石線との交点に至り、同林道を東進し東北森林管理局米代川計画区米代東部森林管理署二千四百四十八林班・二千四百四十五林班と二千四百四十七林班・二千四百四十六林班との林班界に至り、同境界を東進し同市七日市と同市森吉との字界に至り、同境界を南進し小繋森三角点千十メートルから西進し同市七日市地内の峰筋との交点に至り、同地点を北</p> | 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで |

| | | |
|--------|---|---------------------------|
| 初内休猟区 | <p>大館市五日市地内の市道五日市一号線と市道独結中野線との交点を起点とし、市道独結中野線を南東に進み市道達子森合線との交点に至り、同市道を南東に進み林道丹内線との交点に至り、同林道を南西に進み国有林歩道に至り、同歩道を南西に進み大館市と北秋田市との境界に至り、同界を北西に進み国有林歩道との交点に至り、同歩道を北進し林道長内沢線へ至り、同林道を北進し市道長内国有林線との交点に至り、同市道を北西に進み市道長内沢線に至り、同市道を北西に進み市道五日市一号線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで |
| 小滝山休猟区 | <p>北秋田市森吉地内の林道高森線と同市森吉と同市七日市の字界との交点を起点とし、同字界を東進し湯ノ岱地内の東北森林管理局米代川計画区上小阿仁支署千十林班内の沢筋との交点に至り、同沢筋を南進して林道湯ノ岱線に至り、同林道を南進し県道比内森吉線との交点に至り、同県道を西進し林道高森線との交点に至り、同林道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで |
| 高津森休猟区 | <p>北秋田市阿仁幸屋渡地内の市道幸屋線と作業道の交点を起点とし、同作業道を北進し稜線へ至り、同稜線を北進し国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み北秋田市阿仁打当と同市森吉の字界に至り、同境界を東進し森吉山県立自然公園境界との交点に至り、同境界を西進し市道幸屋線との交点に至</p> | 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで |

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| <p>天内休猟区</p> | <p>雪田沢休猟区</p> | |
| <p>能代市常盤字苅橋地内の主要地方道能代・二ツ井線と県道山谷・富根停車場線との交点を起点とし、同県道を北東に進み市道大柄線に至り、同市道を北西に進み広域基幹林道北米代その一線との交点に至り、同林道を北東に進み同市と山本郡二ツ井町との境界に至り、同境界を南進し市道天内富田線との交点に至り、同市道を南西に進み主要地方道能代</p> | <p>北秋田市杉山田地内の県道鷹巣川井堂川線と同市と上小阿仁村の市町村界との交点を起点とし、同境界を西進し同市と二ツ井町の境界に至り、同境界を北進し東北森林管理局米代川計画区上小阿仁支署二百四十二林班と二百四十五林班との境界に至り、同境界を東進し、同支署二百四十五林班と小班とへ小班の境界に至り、同境界を北西に進み八倉沢に至り、同沢を東進し、一ノ又沢に至り、同沢を東進し同支署二百四十六林班と二百四十九林班の境界に至り、同境界を南進し同支署二百四十八林班と二百四十九林班の境界に至り、同境界を東進し同支署二百四十八林班と二百五十一林班の境界に至り、同境界を南進し同支署二百四十八林班と二百五十二林班の境界に至り、同境界を南進し同支署二百五十二林班と二百五十四林班の境界に至り、同境界を東進し同支署二百五十三林班と二百五十四林班の境界に至り、同境界を南東に進み林道市ノ又線に至り、同林道を東進し林道雪田沢線に至り、同林道を東進し県道鷹巣川井堂川線との交点に至り、同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> | |

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| <p>井出舞休猟区</p> | <p>天王休猟区</p> | <p>仁別休猟区</p> | <p>矢板休猟区</p> | |
| <p>秋田市河辺地内の東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二百十六林班から二</p> | <p>潟上市天王地内のJR男鹿線と県道男鹿昭和飯田川線との交点を起点とし、県道男鹿昭和飯田川線を南東に進み潟上市昭和同市天王との境界に至り、同境界を南東に進み市道下出戸細谷線との交点に至り、同市道を南西に進み市道追分下出戸線との交点に至り、同市道を南東に進み県道出戸浜停車場線との交点に至り、県道を南西に進み日本海に達し、これより海岸を北西に進み市道漁港線に至り、同市道を北東に進み国道百一号線との交点に至り、同国道を南東に進み県道秋田天王線との交点に至り、同県道を北東に進みJR男鹿線との交点に至り、同線を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>ただし、鞍掛沼銃猟禁止区域を除く</p> | <p>秋田市仁別地内の東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二十七林班から四十七林班に含まれた区域</p> | <p>山本郡藤里町矢板字如来瀬岱地内の県道西目屋・二ツ井線と藤里町と二ツ井町の境界との交点を起点とし、同県道を北東に進み県道矢板・糠沢線との交点に至り、県道矢板・糠沢線を北東に進み同町と北秋田市との境界に至り、同境界を南西に進み同町と二ツ井町との境界に至り、同境界を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>・二ツ井線との交点に至り、同地方道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> | |

| | | |
|----------------|--|----------------------------------|
| <p>龜田休猟区</p> | <p>由利本荘市岩城二古地内の国道七号線と市道二古龜田線との交点を起点とし、同市道を東進し市道道川中央線との交点に至り、同市道を北進し市道川尻梨ノ木台線との交点に至り、同市道を東進し作業道との交点に至り、同作業道を南東に進み国道三百四十一号線との交点に至り、同国道を南西に進みJR東日本羽越本線との交点に至り、同線を北西に進み国道七号線との交点に至り、同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |
| <p>南由利原休猟区</p> | <p>由利本荘市町村地内の市道町村西由利原線と市道屋敷西由利原線との交点を起点とし、同市道を南進し市道南由利原鮎川線との交点に至り、同市道を北進し市道屋敷東由利原線との交点に至り、同市道を北東に進み市道黒沢南由利原線との交点に至り、同市道を南進し県道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同県道を西進し市道冬師西目線との交点に至り、同市道を北進し市道四角井戸線との交点に至り、同市道を北進し市道町村西由利原線との交点に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |
| <p>小川休猟区</p> | <p>由利本荘市鳥海町上川内地内の国道百八号線と市道上川内雄勝線との交点を起点とし、同市道を東進し由利本荘市と羽後町との境界に至り、同境界を南東に進み県道十文字羽後鳥海線との交点に至り、同県道を西進し国道百八号線との交点に至り、同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |

| | | |
|---------------|---|----------------------------------|
| <p>岡田山休猟区</p> | <p>大仙市と秋田市の市町村界と秋田自動車道との交点を起点とし、秋田自動車道を南東に進み国道三百四十一号線との交点に至り、同国道を南西に進み大仙市と秋田市との市町村界に至り、同境界を西進し、同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |
| <p>真昼岳休猟区</p> | <p>仙北郡美郷町善知鳥地内の大浅沢と東北森林管理局雄物川計画区秋田森林管理署二千百九十林班との交点を起点とし、同林班界を北進し、同林班界を東進し岩手県との県境に至り、同県境を南進し同管理署二千百九十三林班との交点に至り、同林班界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |
| <p>寺内休猟区</p> | <p>横手市安田地内の国道百七号線と国道十三号線との交点を起点とし、国道百七号線を東進して同市の字界に至り、同字界を南進して寺内沢の歩道に至り、同歩道を北西に進んで市道寺内天賀森線に至り、同市道を北西に進んで市道幹線平林寺内線に至り、同市道を北西に進んで国道十三号線に至り、同国道を北</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |
| <p>外小友休猟区</p> | <p>大仙市南外上野地内国道百五号線と県道神岡南外東由利線との交点を起点とし、同国道を東進し矢向峠に至り、同峠を峰づたいに南東に進み、大仙市と横手市との境界に至り、同境界を西進し市道夏見沢線に至り、同市道を北西に進み県道湯ノ又前田線に至り、同県道を南進し大仙市と横手市との境界に至り、同境界を西進し市道南外十九号線に至り、同市道を北進し県道神岡南外東由利線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |

| | | | |
|----------------------------------|---|--|--|
| <p>進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>船沢休猟区 横手市大森町八沢木字末野地内の県道二井山大森線と市道末野開拓線との交点を起点とし、同県道を南西に進み同市大森と同市雄物川の字界に至り、同字界を西進して同市と由利本荘市の境界に至り、同境界を北西に進み市道ザツコ又線に至り、同市道を北東に進み市道善知鳥蓋線に至り、同市道を北東に進み県道横手大森大内線に至り、同県道を南東に進み市道小山線に至り、同市道を南西に進み枕ヶ沢集落で寄木防火線に至り、同線を南東に進み市道中房武道線に至り、同市道を東進し市道船沢線に至り、同市道を東進し市道末野開拓線に至り、同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>大台休猟区 湯沢市高松地内の市道下野線と主要地方道湯沢栗駒公園線との交点を起点とし、同主要地方道を東進し高松川との交点に至り、同川を北西に進み国有林と民有林の境界に至り、同点より尾根沿いに南西に進み奥前森山頂を経由し貉森山頂に達し、同山頂より尾根沿いを北西に進み小比内山山頂に至り、同山頂を尾根沿いに北東に進み市道下野線との交点に至り、同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>大滝沢休猟区 湯沢市東福寺地内の国見岳山頂を起点とし、同点から尾根筋を北進して横手市増田町小栗山に至る歩道に至り、同歩道を北進して湯沢市と横手市との境界に至り、同境界を南進して湯沢市皆瀬との字界に至り、同字界を西進して国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進んで起点に至る線に囲まれた</p> |
| <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |

| | | |
|--------------|--|----------------------------------|
| <p>一円の区域</p> | <p>狐狼休猟区 雄勝郡東瀬村国道三百四十二号線と木賊沢との交点を起点とし、同沢を東進し尾根沿いに進み平松山、石滝山の山頂を経由し岩手県との県境に至り、同県境を南進し大薮山を経由し海拔千九十五・五メートルの三角点に達し、同点より尾根沿いに西進し国道三百四十二号線との交点に達し、同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |
|--------------|--|----------------------------------|

秋田県告示第九百三十四号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定し、平成十七年十一月一日から施行する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

| | | | |
|----------------|------------------|--|----------------------------------|
| <p>名 称</p> | <p>角沼沼銃猟禁止区域</p> | <p>山本郡山本町森岳字横長根地内の、町道山本中央幹線と町道泉八日・横長根線との交差点を起点とし、町道山本中央幹線を北進し町道横長根二号線との交点に至り、同町道を東進して町道二ツ森・槻田線との交点に至り、同町道を北進し町道小中野・安戸六線との交点に至り、同町道を北東に進み奥羽本線北線西廻踏切に至り、同線を南進し町道二ツ森線との交点に至り、同町道を西進し町道横長根線との交点に至り、同町道を北西に進み町道泉八日・横長根に至り、同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで</p> |
| <p>区 域</p> | | | |
| <p>存 続 期 間</p> | | | |

| | | |
|--------------------|---|-----------------------------------|
| <p>種沢銃猟禁止区域</p> | <p>秋田市雄和種沢地内県道種平新屋線戸草沢橋を起点とし、同県道を南進し野中、太子前金ヶ崎の各集落を経て送電線直下に達し、送電線を西進し雄物川に達し、同川右岸を北進し中川橋に達し、市道太子前戸賀沢線を北東に進み山王道丁字路に達し、同市道を北進し果樹園沿いに進み雄物川に達し、同川右岸を北東に進み戸草沢川合流点に達し、同川を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>山本町北部銃猟禁止区域</p> | <p>山本郡山本町逆川地内の市道成合逆川線と県道金光寺能代線との交点を起点とし、国道七号線と市道芝童森浅内線との交点方向へ見越し線を千メートル西進し、同点から見越し線を二百五十メートル北進し、同点から見越し線を二千七百五十メートル東進し、山本町と能代市との境界に至り、同境界を南東に進み民有林林道山本峰線との交点に至り、同林道を西進し町道志戸橋山道線との交点に至り、同町道を西進し農道との交点に至り、同農道を南東に進みさらに南西に進んだ後に南東に進み林道下熊沢線に至り、同林道を南進し作業道との交点に至り、同作業道を東進し米代川地域森林計画区山本町二十林班二十三六小班に至り、同小班界を南進し農道に至り、同農道を南進し町道砂子沢線に至り、同町道を南西に進み主要地方道能代五城目線に至り、同地方道を南進し県道森岳鵜川線との交点に至り、同県道を西進し同町と山本郡八竜町の境界との交点に至り、同境界を北進し北西に進み市道成合逆川線との交点に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p> |

| | | |
|-------------------|--|-----------------------------------|
| <p>中央公園銃猟禁止区域</p> | <p>秋田市雄和戸島字奥楳岳の県道秋田御所野雄和線と県道雄和協和線との交差点を起点とし、県道雄和協和線を東進し同市河辺と同市雄和の字界に至り、同境界を六百メートル東進し同点から尾根沿いに標高点百二十二メートルに至り、同点から沢づたいに西進し農道に至り、同農道を南進し市道竹の花藤森中谷地線に至り、同市道を百メートル東進し同点より北西に直進し空港無線施設に至り、同施設より空港無線施設管理道路を北西に進み県道雄和協和線を横断し更に進み場周道路に至り、同道路を西進し同道路西端に至り、同点から県道秋田御所野雄和線のエアポート料金所跡地に直進し、同点から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>秋田銃猟禁止区域</p> | <p>秋田市新屋地内の市道新屋豊岩線と国道七号線との交点を起点とし、同国道を北東に進み市道割山南浜線との交点に至り、同市道を北西に進み県道秋田天王線との交点に至り、同県道を北東に進み旧雄物川左岸との交点に至り、同川左岸を北西に進み同川河口の標高四・〇メートルの三角点に至り、同三角点から北東に進み旧雄物川右岸に至り、同川右岸を北西に進み新城川左岸に至り、同川左岸を北東に進み国道七号線との交点に至り、同国道を北進し市道天ノ袋線との交点に至り、同市道を南東に進み県道久保秋田線との交点に至り、同県道を南進し市道下飯島四号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道下飯島二号線との交点に至り、同市道を南東に進み県道上新城土崎港線との交点に至り、同県道を北東に進み市道東上谷地大袋線との交点に至り、同市道を南東に進み市道四ツ屋世岡線</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |

との交点に至り、同市道を南進し同市道と連続する市道中央市場一号線に至り、同市道を南進し県道土崎港秋田線との交点に至り、同県道を南東に進み市道手形泉線との交点に至り、同市道を東進し県道秋田八郎潟線との交点に至り、同県道を東進し市道手形学園町赤沼線との交点に至り、同市道を東進し県道秋田岩見船岡線との交点に至り、同県道を北東に進み市道広面小学校一号線との交点に至り、同市道を北進し市道蓮沼沼手形山線との交点に至り、同市道を東進し柳田に至る農道との交点に至り、同農道を北東に進み市道柳田石神推子線との交点に至り、同市道を東進し農道との交点に至り、同農道を東進し県道秋田岩見船岡線との交点に至り、同県道を北東に進み孫左衛門用水路との交点に至り、同用水路を南西に進み太平川右岸に至り、同川右岸を南西に進み市道土崎柳田一号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道松崎団地一号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道柳館松崎四号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道柳館松崎三号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道柳館松崎二号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道桜本線との交点に至り、同市道を西進し市道柳館梨平線との交点に至り、同市道を南進し市道百崎柳館線との交点に至り、同市道を南西に進み市道百崎諏訪ノ沢線との交点に至り、同市道を南東に進み南ヶ丘ニュータウンと諏訪ノ沢との境界に至り、同境界を尾根づたいに東進し市道猿田小山田線との交点に至り、同市道を南西に進み市道古野荒巻線との交点に至り、同市道を南東に進み市道堤ノ沢篠田台線との交点に至り、同市道を南進し国道十三号線との交点に至り、同国道を南東に進み

| | | |
|--|---|-----------------------------------|
| <p>大潟村銃猟 禁止区域</p> | <p>市道新都市二十四号線との交点に至り、同市道を南西に進み県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線との交点に至り、同本線を北西に進み県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を西進し市道豊岩御野場線との交点に至り、同市道を南西に進み秋田南大橋に至り、同橋を南西に進み雄物川の左岸堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み市道新屋豊岩線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>大潟村地内の県道男鹿八竜線と村道方口十四号線との交点を起点とし、同村道を東進し村道東四、五丁目二号線との交点に至り、同村道を南進し村道東四、五丁目三号線との交点に至り、同村道を西進し村道大潟環状線との交点に至り、同村道を南進し村道大潟一号線との交点に至り、さらに南進し県道道村大川線との交点に至り、同県道を西進し県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を北進し村道大潟一号線との交点に至り、同村道を東進し南の池記念公園東側水路との交点に至り、同水路を北進し村道南二号線との交点に至り、同村道を西進し県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を北東に進み大潟村西五丁目三番地と同四番地の地番界との交点に至り、同地番界を西進し村道大潟二号線との交点に至り、同村道を北東に進み大潟村大潟二番地四十三号と同百二十番地二号の地番界との交点に至り、同地番界を北西に進み村道西部線との交点に至り、同村道を北東に進み県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | | |

| | | |
|------------------------------|--|-----------------------------------|
| <p>井川北川尻 銃猟禁止区 域</p> | <p>井川町地内の国道二百八十五号線と町道上村一号線との交点を起点とし、同国道を南進し坂本揚水機吐出口一との交点に至り、同揚水機吐出口一を東進し坂本揚水機吐出口二との交点に至り、同揚水機吐出口二を南進し町道田中飛塚線との交点に至り、同町道を西進し町道田中一号線との交点に至り、同町道を西進して町道田中湖東線との交点に至り、同町道を西進して町道新屋敷九号線との交点に至り、同町道を北進し町道新屋敷十一号線との交点に至り、同町道を西進して町道新屋敷飯塚線との交点に至り、同町道を北進し洲崎橋を通り町道小今戸四号線との交点に至り、同町道を北進し町道新屋敷大川線との交点に至り、同町道を東進し町道小今戸八号線との交点に至り、同町道を東進し町道小今戸九号線との交点に至り、同町道を東進し町道街道五号線との交点に至り、同町道を東進し小今戸飯田川線との交点に至り、同町道を北進し町道街道上村一号線との交点に至り、同町道を東進し町道街道海老沢線との交点に至り、同町道を南進し県道北ノ又井川線との交点に至り、同県道を東進し町道上村二号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道上村一号線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>石田銃猟禁止区域</p> | <p>秋田市雄和石田地内の雄和中央土地改良区南部工区農道第五十号線と同農道第五十三号線との交点を起点とし、同農道を南東に進み武士沢第二ため池と武士沢第一ため池上流を南進し、更に山際を南進し元開第一ため池右岸堤体との交点に至り、同ため池右岸山際を東進し元開第二ため池右岸山際を更に東進し</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |

| | | |
|-----------------------|---|-----------------------------------|
| <p>角間川銃猟 禁止区域</p> | <p>大仙市角間川地内の市道新川線と県道湯沢雄物川大曲線との交点を起点とし、同市道を南東に進み県道川西六郷線との交点に至り、同県道を東進し大仙市と美郷町の境界との交点に至り、同境界を南東に進み出川との交点に至り、同川左岸堤防を北西に進み市道新藤木大久保線との交点に至り、同市道を南進し同市道と連続する町道西今東大久保線との交点に至り、同町道を西進し市道金西線との交点に至り、同市道を北西に進み県道湯沢雄物川大曲線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |
| <p>百万刈銃猟 禁止区域</p> | <p>横手市塚堀地内の県道横手大森大内線と市道田中大島郷口線の交点を起点とし、同県道を西進し大戸川排水路に至り、同排水路を北西に進み大仙市との境界に至り、同境界を北進し横手川に至り、同川を南進し大戸川に至り、同川を南進し県道大曲横手線に至り、同県道を南東に進み市道田中大島郷口線に至り、同市道を南東に進み起点に至る線に囲ま</p> | <p>平成十七年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで</p> |

れた一円の区域

秋田県告示第九百三十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）附則第八
条の規定により同法第三十五条第一項の規定により指定されたものとみなされた銃獵
禁止区域のうち、山本北部銃獵禁止区域を廃止したので、告示する。

この告示は、平成十七年十一月一日から施行する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄